登録手続きサービス及び登録納車サービス利用規約

輸送システムでは、以下のサービス内容を提供いたします。

- 登録手続きサービスとは、四輪車・二輪車の名義変更申請手続きを本人に代わって代行するサービスのことをいいます。
- 登録手続きサービス及び登録納車サービスとは、四輪車・二輪車の名義変更申請手続きを本人に代わって代行すると同時に、申込者の指定する特定の地点から地点への輸送を行うサービスをいいます。

第１条　（提供範囲）

本サービスの提供範囲は、日本国内法の及ぶ範囲内であって、輸送システムが登録業務で提携する提携業者の名義変更代行手続きが可能な範囲内とします。

第２条　（業務委託）

1. 輸送システムは、法令その他によってその業務を受託できる許認可または免許等を定めている場合は、申込者に代わってその許認可または免許等を有する第三者（以下「提携業者等」）に当該業務を委託するものとします。
2. 前項の規定により、輸送システムが提携業者等に業務を委託した場合において、その提携業者等が自己の責任において再委託をすることがあることを、申込者は事前に了承します。

第３条　（提携業者）

本サービスの名義変更申請代行業務については、当社提携の行政書士に委託して、提供するものとします。

第４条　（申込者の確認）

1. 申込者本人が当該車両の所有者あるいは使用者であったか、それになろうとする者の場合以外の場合には、輸送システムは本人確認を行う場合があります。申込者がこれを拒んだ場合には、サービスの提供を中止することができるものとします。
2. 申込者が第三者のために登録手続きサービス及び、登録納車サービスを利用した場合、輸送システムはそれによって生じた事象に関して、なんら一切の責任も負わないものとします。

第５条　（契約）

1. 利用申込みについては、輸送システムのお申込み画面より必要事項の入力を行うものとします。また、合わせて電話確認をいたします。
2. 本契約の締結時は、輸送システムの電話連絡にて申込者が同意した時点とします。
3. 次の各号に該当する場合には、サービスの提供をお断りすることがあります。
   1） 本件申込み内容が、真実と異なっていることが判明したとき
   2） お申込み内容の条件に対し、当社・当社の代理人により名義変更手続きが困難と判断した場合
   3） ご提示料金の範囲外の作業負担の申し出があったとき

4） お申込みされた輸送内容が、法令の規定に反するものであるとき

5） 天災その他やむを得ない事由があるとき

第６条　（依頼の期限）

1. 申込者は輸送システムから通知される有効な必要書類を期日までに準備する義務を負います。
2. 印鑑登録証等の公的書類は、第５条に基づく契約締結日から２ヶ月前以降のものに限り有効とします。それ以前に発行された公的書類については、送付されても輸送システムは受付けないことができるものとします。
3. 輸送システムはサービスを提供する過程において、随時必要な通知を申込者に対して発信することがあります。申込者はこの通知を遅滞なく受信し、その内容を確認することとします。
4. 前項規定の通知の確認を怠り、または通知された期限内にその通知内容を実現しなかったことによって申込者に不利益が生じた場合、輸送システムはその責を負わないものとします。

第７条　（申請書類）

1. 輸送システムならびに業務の委託を受けた資格者は、官公署に提出するために申込者から提供された書類は、すべて真正なものとして取扱います。
2. 輸送システムならびに当該業務の委託を受けた資格者は、申込者が官公署に提出する書類に記載すべき事項について輸送システムに申告した内容は、すべて誤りのない真実の申告として取扱います。
3. 前１、２項の規定により、真正な書類ならびに真実の申告として官公署に申請したものに関し、輸送システムならびに当該業務の委託を受けた資格者は、その書類が真正でない場合、またはその申告が事実でない場合に生じた一切に責任を負わないものとします。
4. 前 3 項によって輸送システム、委託を受けた資格者または申込者以外の第三者が損害を受けた場合、申込者はその賠償責任を負うものとします。

第８条　（車両輸送）

登録手続きサービスにおいて、陸運事務局に車両を持ち込むための輸送、及び、登録納車サービスにおける申込者の指定区域間による輸送に関しては、輸送サービスの規約に準ずるものとします。

第９条　（キャンセル）

申込者は輸送システムにサービス提供の申込みを為した以降において、輸送システムの定める手段によって、輸送システムの定める期限内に申し出、これを輸送システムが確認し承諾することにより、申込みをキャンセルすることができるものとします。なお、キャンセルの条件及びキャンセル手数料については、以下のように定めるものとします。

1. 利用者は本サービスのお申込み後、電話によってお申込みをキャンセルすることができます。
2. 利用者より以下の日程でキャンセルの申し出がされた場合はキャンセル手数料が発生いたします。また、引取日 2 日前よりのキャンセル手数料として、利用金額の全額が発生いたします。
   （引取作業開始以降は車両の引戻しにかかる費用が別途発生いたします）

3. 名義変更申請代行手数料について
   1） ご入金後のキャンセルは、手数料として半額が発生いたします。
   2） 名義変更日以降のキャンセル手数料として、全額が発生いたします。
   3） 名義変更日以降のキャンセルで、現状復帰をご希望の方は、別途現状復帰にかかる経費をご請求いたします。
4. 陸事持ち込み輸送代について
   名義変更 2 日前よりのキャンセル手数料として、全額が発生いたします。
5. 車庫証明取得代行手数料について
   1） ご入金後のキャンセル手数料として、車庫証明取得代行手数料の半額が発生いたします。
   2） 申請日以降はキャンセルできません。
6. 所有権解除代行手数料について
   1） お申込み後のキャンセルはできません。
   2） 所有権解除日以降のキャンセルで、現状復帰をご希望の方は、別途現状復帰にかかる経費をご請求いたします。
7. その他代行手数料について
   1） ご入金後のキャンセルは、手数料として半額が発生いたします。
   2） 予定日以降のキャンセルは、手数料として全額が発生いたします。
   3） 申請日以降のキャンセルで、現状復帰をご希望の方は、別途現状復帰にかかる経費をご請求いたします。
8. 法定費用について
   輸送システムが公的機関にお客様に代わって支払った時点以降のキャンセル手数料として、法定費用の全額が発生いたします。
9. 輸送料金について
   1） 引取日より 3 日前のキャンセルにつきましては無料となります。
   2） 引取日 2 日前よりのキャンセル手数料として、輸送料金の全額が発生いたします。

第 10 条 （返金）

輸送システムは前条の規定によって返金する場合は、その返金明細を作成し申込者に送付したうえで、以下の方法によって返金を行います。

1） 申込者がクレジットカードによって決済した場合、その返金相当額をクレジットカードの決済額から減額します。
2） 申込者がクレジットカード以外の方法によって決済した場合、またはクレジットカードの決済額からの減額ができない場合は、輸送システムが指定する方法によります。その場合、輸送システムは申込者が支払った金額から振込手数料、諸経費などを差し引いて返金するものとします。

第 11 条 （免責）

輸送システムが申込者の申込みにより、法令の定める手続きに従って官公署に申請を為したうえで、輸送シス

テムまたは当該業務を受託した資格者の責によらない事由でその申請が受理されず、または申請を拒絶された場合、それによって生じた一切の不利益、損害賠償その他の請求、紛争などから輸送システム及び当該業務を受託した資格者を免責します。

第 12 条　（債務譲渡）
当社はこの契約に基づく債権を第三者に譲渡することがあります。